

# 金融支援事業 (金融支援事業会計)

## 1. 実施方針

### (1) 活動方針

#### ●意欲ある企業への重点支援

設備導入による技術向上、新分野への進出等新たな展開を図る積極的な企業を支援し、地場企業の雇用拡大と経済浮揚に貢献する。

但し、融資審査にあたっては、財務面・保全面に十分留意する。

#### ●債権管理の強化

徹底的に取引先企業の巡回訪問を行い、企業の経営実態を把握し、未償還事故の未然防止に努めるとともに、未収債権の早期回収に取り組む。

## 2. 実施計画

### (1) 中小企業の設備導入支援の総合窓口としての役割強化

- ① 小規模企業の設備導入支援の総合窓口として、国助成の設備資金貸付事業、設備譲渡事業、設備リース事業による設備導入支援に努める。
- ② 財団単独制度として、中古設備等の設備導入資金貸付による支援を行い、中小企業の設備充実に寄与する。

### (2) 関係機関との連携の強化

- ① 商工会議所・商工会・税理士会等へ定期的に訪問するなど連携を強化し、制度利用企業の掘り起こしを図るとともに、制度の利用を促進する。
- ② 全国中小企業取引振興協会、九州ブロック設備貸与機関及び県内関

係機関との連携を密にして積極的に情報交換を行い、制度面や運用面での改善に努める。

- ③ 各種金融機関との連携を強化して金融事情を把握し、企業に役立つ情報を提供する。

### (3) 利用企業への事後支援

- ① 財団広報誌を送付し情報提供を行うほか、財団及び関係機関が主催する施策説明会等への参加を呼びかける。
- ② 利用企業を定期的に訪問し、設備の利用状況、債権保全状況等を的確に把握するとともに、必要に応じて財団登録アドバイザー等の専門家派遣による指導を実施する。

### (4) 債権管理

- ① 制度利用企業への定期訪問を継続・強化することで、経営状況を的確に把握し、未償還事故の未然防止に努める。
  - ・ 残高 1 千万円以上の企業：年 4 回以上訪問
  - ・ その他の企業：年 2 回以上訪問
- ② 長期の延滞企業や連帯保証人等関係者に対し計画的に訪問督促するとともに、必要に応じて弁護士等と連携し、早期回収に努める。
  - ・ 3 カ月以上の延滞企業：年 4 回以上訪問
- ③ 短期延滞先に関しては、発生直後の電話による督促や迅速な訪問による督促により早期解消に努めると共に企業実態の把握に努め管理強化に努める。